

令和9年度木津川市保育施設利用調整基準点表

児童氏名（ ） 生年月日（ ） 年 月 日（ ） 年齢（ ） 歳児（ ）

■基本点数表（基本点数は以下①～⑬のいずれかの主たる事由での計算となります。）

区分	状況	父	母	備考
①外勤	月160時間以上	22	22	
	月140時間以上	21	21	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加点)	+2	+2	
	就労実績のないもの(内定)	-2	-2	
②自営業	月160時間以上	22	22	
	月140時間以上	21	21	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加点)	+2	+2	
	就労実績のないもの	-2	-2	
③内職	内職	8	8	
④看護・介護	同居の常時寝たきりの介護・看護	22	22	
	同居の上記以外の介護・看護	10	10	
⑤妊娠・出産	妊娠・出産		20	
⑥農業	月160時間以上	22	22	
	月140時間以上	21	21	
	月120時間以上	20	20	
	月80時間以上	18	18	
	月64時間以上	16	16	
⑦療養	入院	24	24	
	通院し、常時病臥している	20	20	
	通院し、長期加療が必要で保育が不可能である	15	15	
⑧障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳1級	24	24	
	その他の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	18	18	
⑨求職中・起業準備	求職中又は起業準備	2	2	
⑩災害復旧	災害復旧	24	24	
⑪就学	就学・職業訓練により保育できない	18	18	
⑫不存在等	死亡・離別・行方不明・拘禁・単身赴任	24	24	
⑬その他	虐待・DV	24	24	
	別居の家族の介護・看護	8	8	
	基本点数合計			

■調整点数表

	優先利用	指数	備考
1	ひとり親家庭	18	
2	生活保護受給世帯	6	
3	生計中心者の失業により就労の必要性が高い	6	
4	虐待やDVのおそれがある	20	
5	申請する子どもに障害がある	4	
6	休業前と同一の職場に産後休業・育児休業からの復帰	8	
7	兄弟姉妹が同一事業利用	11	
8	地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業等)の卒園児童で連携施設を希望している	14	
8	地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業等)の卒園児童で連携施設以外の施設を希望している	12	
9-1	医療的ケアが必要である	4	
9-2	木津保育園分園・清水保育園の卒園児童	12	
9-3	認定事由が障害以外の保護者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかが交付されている	4	
9-4	求職中でハローワークの登録証が未提出	-4	
9-5	預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等の過去3か月平均月10日以上の利用実績がある	4	※就労中・就学中・職業訓練中・疾病・障害で事業を利用している場合のみ。リフレッシュ等での利用は対象としない。
9-6	未就学児の兄弟姉妹の申請なし(幼稚園、認定こども園等利用の場合をのぞく)	-4	
9-7	正当な理由なく保育施設利用内定を辞退したことがある(利用調整中の辞退を含む)	-8	
9-8	市内保育園等に保育士として勤務している	5	
9-10	施設利用料、保育料等を滞納している	-15	
9-11	育児休業の延長も許容できる	-80	
	調整点数合計		

※2と3、6と9-5を重複し加点する運用はしない。

利用調整点数合計

■同一合計点の場合の優先順位

	優先利用		
1	虐待・DVのおそれがある世帯		
2	ひとり親世帯		
3	兄弟姉妹が同じ保育園・認定こども園・地域型保育施設を利用		
4	基本点数の高い世帯		
5	調整点数の高い世帯		
6	災害復旧、疾病、障害、妊娠・出産、外勤、 自営業、農業、介護・看護、就学、内職の順		
7	保育を必要とする時間が長い		
8	同居の親族がいない		
9	養育している就学前児童の人数が多い世帯		
10	兄弟姉妹が同じ施設の児童クラブを利用		
11	市民税所得割額が低い		